

木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託
(包括的民間委託)
評価基準

令和8年8月

木 更 津 市

本書「木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）評価基準（以下「評価基準」という。）」は、木更津市都市整備部下水道推進室が実施する木更津市公共下水道施設等維持管理業務委託（包括的民間委託）（以下「業務委託」という。）を受託する民間事業者の選定を行なうにあたっての技術提案書及び見積書の評価基準を定めたものであり、当該業務委託に係るプロポーザル参加希望者に交付するもので、募集要領等と一体をなすものである。

1 参加資格審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類について、募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

(2) 参加資格の確認

市は、応募者から提出された参加資格確認書類に基づき、応募者が募集要領に定める参加資格要件を満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

2 提案審査

(1) 必要書類の確認

市は、応募者から提出された技術提案書について、募集要領にて求めた必要書類が全てそろっていること及び提案された内容が要求水準を満たしていることを確認する。書類不備の場合は失格とする。ただし、軽微な書類不備等の場合はこの限りでない。

(2) プレゼンテーション及びヒアリング

プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）は、必要書類の確認ができた応募者を対象として、技術提案内容の確認等のために、応募者にプレゼンテーションを求め、ヒアリングを実施するものとし、技術提案審査ではこの内容も勘案する。

(3) 提案内容審査

審査会は、技術提案の非価格要素の内容について審査し、「3 総合評価点の算出方法」に基づき得点化（技術評価点の算出）を行なう。また、価格要素として、参考見積価格について、「4 評価点の算出方法」に基づき得点化（価格評価点の算出）を行なう。

(4) 総合評価点の算出

各委員の技術評価点及び価格評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

(5) 優先交渉者の選定

審査会は、総合評価点が最も高い者を優先交渉者として決定する。総合評価点が最も高い者が同点で複数あるときは、技術評価点が高い者を優先交渉者とし、技術評価点も同点の場合には、技術評価点の審査項目のうち「遂行能力・実施体制」、「運転管理業務」及び「修繕業務」の各評価点の合計が高い者を優先交渉者とする。なお、これら方法によっても優先交渉者を万が一決定できない事態となった場合は、応募者によるくじ引きにより決定するものとし、その詳細は応募者へ別途通知する。

(6) 受託者の決定

市は、(5)により決定した優先交渉者と、委託契約の内容に関する協議を行い、成立した場合には、別途、見積書を徴収し、予定価格の範囲内で委託料を決定し契約を締結する。優先交渉者との委託内容協議により契約が成立しない場合は、総合評価点の高い順位の者と交渉を行なう。

3 総合評価点の算出方法

(1) 配点方針

募集要領で求める技術提案及び見積書については、非価格要素に関する技術評価点と価格要素に関する価格評価点とに分け、それぞれ 175 点、75 点を満点とし、各委員の評価点を合算し、その合計点をもって総合評価点とする。

総合評価点

$$= \{ \text{技術評価点 (175 点満点)} + \text{価格評価点 (75 点満点)} \} \times \text{委員数}$$

(2) 技術提案書の審査項目等

技術評価点の算出にあたっての審査項目、内容及び配点は表-1 のとおりとする。

表－1 技術評価点の審査項目、評価の視点及び配点

審査項目		評価の視点	配点
大項目	小項目		
業 務 の 実 施 方 針（40 点満点）	業 務 遂 行 の 基 本 方 針	本市における下水道事業の意義、重要性等を踏まえた運転管理・維持管理の基本方針を評価する。	10 点
	遂行能力・実 施体制	類似施設（募集要領 5 応募者の参加資格を参照）の維持管理実績・経験・受託件数等、業務遂行に必要な能力を評価する。	30 点
		配置予定の総括責任者について、実務経験と保有資格（特記仕様書 第 20 条第 1 項ア～クに示す資格）を評価する。	
		有資格者を含む従事者の配備計画（資格の種類・人数等）について評価する。	
		技術の向上と継承に向けた、従事者に対する教育・研修の内容を評価する。	
各 業 務 の 実 施 計 画 （125 点満 点）	運 転 管 理 業 務	処理水質に関する提案基準、その技術的根拠及び実現性を評価する。	45 点
		脱水汚泥の含水率に関する提案基準とその技術的根拠及び実現性を評価する。	
		降雨時における運転管理の体制と方法を評価する。	
		各施設を一体的に管理するための方策及び各施設の監視等について問題が発生した場合の対応策を評価する。	
		設備機器（機械設備、電気設備、計装設備、建築附帯設備）の故障時における初期対応手順及び人員配置を評価する。	
	保 守 点 検 業 務	施設機能の保持に関する考え方（方針、故障発生抑制、美化及び整理整頓等）を評価する。	20 点
		予防保全の観点から日常点検・定期点検の計画及び実施体制を評価する。	
	修 繕 業 務	修繕に対する方針・実施体制（協議・報告・記録方法・人員配置等）を評価する。	30 点
		自社技術で対応することが難しい修繕業務が発生した場合の外注先の選定方針、品質管理方法を評価する。	
		修繕結果に基づく評価・活用方法・市への報告等を評価する。	
	異 常 時 ・ 緊 急 時 の 体 制 ・ 対	災害・事故等、非常時における初期対応（参集人数、所要時間等）と連絡体制を評価する。	25 点

	応	災害・事故等、非常時に対する従事者の訓練、また本社、支店、協力会社からの応援や連携の体制を評価する。	
	委託終了時の引継ぎ	委託期間の最終年度における施設機能の確認方法、業務引継ぎの期間・方法及び事務引継ぎ図書の内容を評価する。	5 点
その他の事項（10点）	コスト縮減	経済性の観点から、提案されたコスト縮減策についての実現性について評価する。	5 点
	地元雇用、地元経済及び地元振興	市民の雇用確保、地元企業の育成・活用、周辺住民への対応等、地元の貢献に関する提案内容の具体性を評価する。	5 点
技術評価点 配点合計			175 点

4 評価点の算出方法

(1) 技術評価点の得点化方法

表－2 に示す 5 段階評価による得点化方法により審査項目別に得点を算出し、その合計を評価点とする。

表－2 評価点の得点化方法

評価	評価基準	得点化方法
A	当該審査項目について、特に優れている。	配点×1
B	当該審査項目について、優れている。	配点×0.8
C	当該審査項目について、一般的である。	配点×0.6
D	当該審査項目について、やや劣る。	配点×0.4
E	当該審査項目について、最低限の水準。	配点×0.2

(2) 価格点の得点化方法

見積価格は、以下の方法により得点化して価格点とする。

ア 見積書に記載された価格が最低である者を 1 位とし、配点の満点である 75 点を付与する。他の者の得点は以下の計算式により算出し、価格点の小数点以下 1 位を四捨五入する。

$$\text{価格点} = \text{価格の配点} \times \text{参加者中の最低見積価格} \div \text{当該参加者の見積価格}$$

イ 応募者が 1 者の場合には、公告価格の 90% 以下で満点の 75 点とし、90% を超えて 95% 以下で 65 点、95% を超えて 100% 以下で 55 点とする。